

これまで長い間の前国会での議論も踏まえて、論点も相当といいますか、しっかりと明確になつてきただというふうに認識しております。

仕切り直しの審議でございますけれども、この特別委員会には、野党の案も、政府案に対しても出されているわけでございまして、あわせて、並行して審議していくことになつております。そして、大変重要な特別委員会であると理解をしております。

しかるに、この第一回の、最初の委員会において、野党の皆さん方の出席を求めておられども、出席いただけませんでした。大変残念でございます。公報等であらかじめ、十六委員室で委員会を開催するというふうに通知しているわけでございませんけれども、納得いただけなくて、第一委員室でなければできないというようなお話をございました。大変残念でございまして、委員長、この点についてははしっかりと委員会の運営をお願いしたい、そのようにお願いを申し上げておきます。

まず最初に、細田大臣にお伺いしたいと思います。

近ごろ、IT化の進展に伴いまして、民間事業者からの個人情報の漏えい事件や、いわゆる名簿業者による個人情報の売買など、個人情報の取り扱いが社会問題化するような事例が多発しております。

私どもが調べた例でも、新聞報道から拾つただけでも相当の数に上がつております。平成十四年の五月には、大手のエステサロン、そのホームページで資料請求者等の個人情報が閲覧可能となつたということがござります。約五万件でございまして、女性の名前や住所、電話、年齢、そして女性の身体の特徴等がきちんと書いてあるものが、それが漏えいしてしまつて、いるということであります。しかも、どこの部分をどういうふうに改善したいということの内容まで、それが漏れているということがございました。このように、個人情報の取り扱いが社会問題化しているというの

は広く理解をしているところであります。

自民党は、個人情報保護法制は、IT時代の基盤法制として、健全なIT社会の発展に欠かせないものである、早期に整備する必要があると考えております。しかしながら、IT社会において国民生活を守るために法律の整備がおくれたことは極めて残念でございます。この個人情報保護法はIT化社会への対応であるということをしっかりと認識したいと思っております。

改めて、この法制整備の意義、必要性を細田大臣にお伺いするものであります。簡潔明瞭にお願いいたします。

○細田国務大臣 松下議員お尋ねのように、我が国といたしましては、世界最高水準のIT国家を目指しているわけでございます。既に、平成十三年以降、IT戦略本部、内閣総理大臣を本部長としていたしまして、我が国のIT化の促進のためにさまざまなものを作成してきているわけでございます。

党の方におかれまして、松下議員が、このe-

Japan重点計画の実施につきまして、政府と政府、あるいは政府と行政機関、政府と民間、民間同士、さまざまな意味で情報化を図り、IT化を図つて、国家の効率その他、情報化の改善に御貢献いただいたことはよく承知しておりますので、祝賀に説法ではございますが、そういうつたまです。

○細田国務大臣 旧法案を提出いたしまして、委員会においてさまざまな御審議をいただいたわけ

でございますが、それとともに、メディアの方か

らも大変多くの御意見をいただきました、あるいは

国民の各層からも御意見をいただいたわけでござります。

最近におきましても、先ほどおっしゃいました

けれども、医療機関ですか、信販会社ですか、あるいは予備校、不動産会社、金融関係、住宅メーカー、エステその他、枚挙にいとまがない

ほど、何千人分あるいは多いもので一万人以上の情報が流れる。しかも、始末に悪いことは、そ

れらの情報が一たんホームページ等に載ります

と、一瞬にしてそれをコピーすることも可能になつてしまふというような非常に重大な事態も生じているわけでございまして、このようなプライバシー等の侵害が発生する、あるいは情報社会における弊害が発生する中で、国民生活を守るために必要な基盤法制というものを整備する必要がある

ということでおこなうことで本法案を提出しておるわけでござります。

国際的に見ましても、OECD加盟三十カ国中二十五カ国は民間部門を包括的に対象とする個人情報保護法を有しておりまして、包括法を有していないのは我が国を含めて五カ国のみという状況でございますので、以上のよな事態を勘案していただきまして、ぜひとも法案の早期成立をお願いしたいと思います。

○松下委員 与党といたしましては、法案の早期成立を期するために、報道の自由とプライバシーの保護の両立を図るという旧法案の趣旨を一層明確にするため、与党三党修正要綱を取りまとめて

政府に提示した経緯があります。

今回政府から提出されました法案における修正のポイント、その趣旨について、細田大臣からの答弁を求めます。

○細田国務大臣 旧法案を提出いたしまして、委員会においてさまざまな御審議をいただいたわけ

でございますが、それとともに、メディアの方か

らも大変多くの御意見をいただきました、あるいは

国民の各層からも御意見をいただいたわけでござります。

これらの修正によりまして、旧法案に関連いたしましてさまざまな不安、懸念が提起されたわけ

でございますが、これらの中、懸念は解消され

たものと考えております。

○松下委員 IT化は世界的に共通する状況でござります。諸外国でも個人情報保護法制の整備が進んでおりと聞いております。先進諸国における個人情報保護法制の整備状況について簡潔に説明をしていただきたいと思います。米田副大臣、お願いします。

○米田副大臣 お答えをいたします。

OECDでは、プライバシー保護のための各国の法制度は国際的な情報の流通に支障を及ぼすことを防止するという、こういう考え方のもので、一九八〇年に、プライバシー保護と個人データの国際流通についてのOECD理事会勧告を採択いたしました。その結果、いわゆるOECD八原則を盛り込んだガイドラインを加盟各国に示してい

の両立を図るとの旧法案の趣旨を一層明確にすることを基本として修正したものであります。

やや具体的に申しますと、第一に、旧法案で万人の努力義務として定めておりました五つの基本原則を削除いたしました。

第二に、報道機関等に情報提供する個人情報取扱事業者につきましても、表現の自由を妨げる

ことがないように、提出者の主務大臣が関与しないことを明確化しております。

第三に、報道の範囲が恣意的に判断されることがないよう、報道の定義を条文に明記しております。五十条第二項でございます。

第四に、フリージャーナリスト等の不安、懸念に配慮し、義務規定の適用除外となる報道機関に個人も含まれることを明確化しております。

第五に、著述を業として行う者についても、大量の個人情報を取り扱う可能性があるとの認識に立つて、これを義務規定の適用除外とすることを明記しております。

これらの修正によりまして、旧法案に関連いたしましてさまざまな不安、懸念が提起されたわけ

でございますが、これらの中、懸念は解消され

たものと考えております。

○松下委員 これで、OECD八原則を盛り込んだガイドラインを加盟各国に示してい

るわけであります。

各国の法整備状況でございますが、OECD加

盟国三十カ国中二十九カ国で法整備がなされております。このうち、公的部門と民間部門を包括的に対象とする法制を有しているのは二十五カ国であります。公的部門のみの法律を整備しているのは、日本、アメリカを含め、四カ国となつております。

○松下委員 先進諸国の状況がよく理解できたわけですけれども、我が国においてのこの法整備の必要性、これは本当に喫緊の課題だということが認識であります。

次に、報道の自由とプライバシー保護の両立についての法案の考え方についてお尋ねいたします。

総理は、先日の本会議におきまして、表現の自由や報道の自由について憲法上も保障されており、個人情報保護法案についてもその自立性が確保されるべきものということを明快に答弁されておられます。

この法案における報道の自由との調整の考え方について、細田大臣からの答弁を求めるものであります。

○細田国務大臣 小泉総理大臣からも本会議において御答弁申し上げたとおり、報道の自由は、憲法二十一条の表現の自由の一つとして憲法上も保障されていることは最高裁判例でも明確にされています。個人情報保護法案においても、その自立性が確保されるべきものである、報道の自由、自立性が確保されるべきものであると認識しております。

こうした観点を踏まえまして、政府案においては、報道分野に対しまして、主務大臣による勧告、命令などの関与を伴う法案第四章の「個人情報取扱事業者の義務」について適用を除外しております。

一方、報道分野におきましても、人格尊重の理念のもとに個人情報を慎重に取り扱うべきことは変わりはなく、政府案では、努力規定を設けまして、個人情報の適正な取り扱いを確保するための必要な措置をみずから講じていただくように五

十条三項において規定をしておるわけでござります。

○松下委員 今大臣から、報道の自由とプライバシー保護の両立についての考え方についてお話をございましたけれども、政府案については、報道、表現の自由を侵害しないように細心の注意を図つておられるというふうに認識をしております。

一方、野党からも法案が提案されましたけれども、野党四党から提出されました法案につきましては、この点についてどのようにになっているのか。表現の自由との関係で幾つか問題があると考えておりますので、政府の方にお尋ねしたいと思います。

まず、野党案におきましては、自己情報コントロール権と称しまして、目的規定に規定するとしておりますけれども、この自己情報コントロール権につきましては、総理は、先日の本会議において、内容、範囲及び法的性格に関しまさざまな見解があり、明確な概念として定着していないと答弁されておられます。

諸外国の法制で自己情報コントロール権を明記している例があるのかないか、把握している範囲で、簡潔に答弁をお願いいたします。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

諸外国の法制における自己情報コントロール権の条文の有無についてでございますが、立案当局といたしましては、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス等主要諸国について調査しているところでございますが、条文上、自己情報コントロール権という文言を規定している例はございません。

○松下委員 自己情報コントロール権というのがどういうことなのかということも含めて、国民に少しありやすいように御説明いただきたいと思います。簡潔に、わかりやすくお願ひいたします。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

そのうち自民党は、このような学説上も不明確な概念を安易に導入して法案の文章として明記することは、報道、表現の自由を侵害するおそれがあると考えております。

そこで、細田大臣にお尋ねいたしますけれども、自己情報コントロール権を法案に明記するとの問題点について御説明いただきたい。お願いします。

もう一つ、野党の方の提案の中に納得できないところがござりますので、きょうは野党提案者がお見えになつていませんけれども、問題の指摘だけはここでしておきたいと考えております。

それは、義務規定が適用除外となる表現活動の範囲についてでございまして、この表現活動の範囲について、報道、著述に加えて、政令で定めるものを除くと野党案ではしております。そもそも政府案におきましては、適用除外が設けられた趣旨は、憲法上の自由権に関する活動に行政機関が介入しないということを保障するためと理解をしております。このような適用除外の趣旨から考えて、野党案のように、憲法上の自由権である表現

う考え方 자체、まだ学説上でいろいろ検討されているところでございますので、簡単に御説明といたしますけれども、政府案については、報道、表現の自由を侵害しないように細心の注意を図つておられるというふうに認識をしております。

一方、野党からも法案が提案されましたけれども、野党四党から提出されました法案につきましては、この点についてどのようにになっているのか。表現の自由との関係で幾つか問題があると考えておりますので、政府の方にお尋ねしたいと思います。

まず、野党案におきましては、自己決定権といふ考え方方が生まれております。それからまた、アメリカの方でも、いろいろの判例、これまでのプライバシー侵害についての判例を分析された学者の方々が、従来のようないわゆる消極的に公権力からの自由、そういう観点からの救済だけでは足りないので、もっと積極的な権利としてプライバシーの権利を認めるといふ物の考え方が出てきているということをございます。

そういったいろいろな考え方があると見て、我が国の学者の方もいろいろな考え方をお示しになっておられるのですが、なかなか共通項は難しいのでござりますけれども、平たく言えば、自分の情報については自分が一定程度関与できるというようなこと、それも、根っこといつたまではやはり憲法上の、十三条に見られますような人格権、そういうものに由来する重要な権利というようなことかと思ひます。ただ、本当のところ、学説ではいろいろな考え方がありますし、消極説もあると、そういう状況でござりますので、そういうところをございます。

○松下委員 私たち自民党は、このような学説上も不明確な概念を安易に導入して法案の文章として明記することは、報道、表現の自由を侵害するおそれがあると考えております。

そこで、細田大臣にお尋ねいたしますけれども、自己情報コントロール権を法案に明記するとの問題点について御説明いただきたい。お願いします。

もう一つ、野党の方の提案の中に納得できないところがござりますので、きょうは野党提案者がお見えになつていませんけれども、問題の指摘だけはここでしておきたいと考えております。

それは、義務規定が適用除外となる表現活動の範囲についてでございまして、この表現活動の範囲について、報道、著述に加えて、政令で定めるものを除くと野党案ではしております。そもそも政府案におきましては、適用除外が設けられた趣旨は、憲法上の自由権に関する活動に行政機関が介入しないということを保障するためと理解をしております。このような適用除外の趣旨から考えて、野党案のように、憲法上の自由権である表現

の自由にかかる適用除外の範囲を政令に委任して、行政の裁量で決められるような仕組みにする。というのは、これは問題ではないのか、大いに問題である、本当にそれでいいんですかというふうに考えるわけであります。このことを野党案の提出者の方に問題を指摘して、後でまたお話を伺いたいと考えております。

次に、行政機関法制関係についてお尋ねを申し上げます。

片山大臣にお願いいたしますけれども、行政機関につきましては、現行法である行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律によって規定されております。現行法は昭和六十三年に制定されましたが、その当時の大型コンピューターによる処理を前提として法律は制定されたものであります。しかし、今日では、ほぼすべての職員に一人一台のパソコンが配備され、行政部門においても情報化の進展が著しいわけであります。これに伴い、行政機関における個人情報保護を一層推進する必要があると考えております。

政府は、電子政府の推進を重点政策の一つとして、e-Japan重点計画に基づき計画的に推進しているところと聞いておりますし、自由民主党も、数々の提言を行い、これを推進、後押ししているところであります。既に各省庁におきましては、LAN、一人一台パソコンの整備のほか、省庁間、さらには地方公共団体とのネットワークも整備されるなど、情報通信基盤はかなり整備されております。こうした基盤を活用して、インターネットによる行政手続のオンライン化、行政情報の提供などに取り組んでいるわけであります。

この電子政府について、国民の利便性、行政サービスの向上、ITを活用した業務改革の観点から積極的に取り組んでいくことが重要と考えておりますし、行政改革等についても重要な役割を果たすと考えております。

そこで、電子政府の構築状況に関しまして、現

状と今後の展開について総務大臣に答弁をお願いいたします。

○片山国務大臣 今松下委員から御指摘ございましたが、電子政府の実現は内閣にとって最大の課題の一つでございまして、御承知のように、二〇〇五年までにというと、もうあと二年しかありませんが、日本を世界で一番進んだIT国家にする

と。それは幾つかの大きなテーマを決めておりま

すが、その中でその最大のものが電子政府、電子自治体の実現ではないか、こういうふうに私は思っております。

e-Japan戦略あるいはアクションプラン、プログラム、いろいろなプログラムでその推進を図つておりますし、御承知のように、まず政

府に対する行政手続、これをオンライン化しようと。おかげさまで去年の臨時国会でそれを通して、いだきましたし、今着々と準備しております。

来年度中には、政府についてはほぼ一〇〇%、地方自治体については、ネット解消を約一〇〇%や

ります。

国民の政府や地方自治体に対する手続が二万一千件あるんですね。それから行政機関相互、国の機関相互、国と地方の行政機関相互は三万二千あ

るんですよ。これをすべてやりたい。まず国民の皆さんの申請のものからやろう、こういうことでございまして、今もバスポートを始めとしていろいろな手続を進めおりますので、これは、一〇〇%は無理にしても、ほぼ一〇〇%近く進むのではなかろうか。

それから、今電子入札というのをやっているん

です。これは十三年の秋から、例の国交省が直轄事務等を中心電子入札を始めました。それから

どちらの公共事業以外については去年の十月から私

事務等を中心に電子入札を始めました。十五

年度中には全部の省庁が足並みをそろえる、こう

いうことになると思いますし、電子申告、電子納

税も、国も地方も来年の二月ないしは三月からそ

れを始める、こういうことになつておりますし、あるいは電子投票も、これは地方自治体だけでござ

りますが、一部始まっているということで、これは改めて、国民の皆さんのがんばり大々的に進めていく

べき問題がたくさんございますので、これは改められた議論をしていきたいと考えております。

今大臣から意義についてお話をございましたけれ

ども、この個人情報の保護に関する法律案、この基本法制と同様に、昨年の法案は残念ながら廃案となりまして、今回新たに行政機関の職員等に対

する処罰規定が加わってまいりました。

行政機関の職員に対する罰則は、国家公務員法の守秘義務に対する罰則や懲戒処分、それから刑

法上の、公務員に目した職権乱用罪などが既にあります。今回行政機関の職員等に対する処罰規

定を新設した理由は何か、総務大臣に簡潔にお答えいただきたいと思います。

この政府案は、昭和六十三年に制定されました先端の超一流国家になるという目標で努力をして

いるわけであります。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律の全部を改正するものでござります。

改めて大臣にお伺いしますけれども、この行政機関法制の整備の意義について簡潔に御答弁をお願いします。

○片山国務大臣 あのころはITの始まりのころですから、今とは全然違いますね。だから、これ

を全面的に変えよう。

現行法は電子関係だけですよ。電子情報だけでございますが、今回は紙を対象にする。それから、行政機関ももうほぼ全部対象にする。それから、本人関与も、現行法は開示請求と、訂正も申請出だけなんですね。今度は全部、開示も訂正も

利用停止も全部権利として認める。あるいは第三

者機関の関与を認める。御承知のように、情報公開審査会を個人情報保護まで広げる、こういうこと等でございまして、そういう意味ではもう大変

な拡充でございまして、そういう意味での今回の法律の意義は大変大きい、こういうふうに考えております。

最後に、この個人情報保護法制は、IT時代において国民生活の保護のために必要なくべからざる基盤法制であります。本法案を一日も早く成立させることが必要であるということを再度申し上げ、私の質問を終わることにいたします。

ありがとうございました。

○村井委員長 続いて、村井敬悟君。

○村井委員長 私どもも先日、自由民主党として社会保険局や特許庁等に実地に入りまして、どのようなシステムで、どのようなハードの仕組みで、どのようなソフトを使つてやつてあるかということを実地で勉強してまいりました。こういった中

にどういう仕組みのものが入つてゐるかといふ、そのシステムそのものにもこれから改良していく

今、同僚の松下委員からもお話をありました
が、いよいよきょうから、この国会で六回目の国
会となります個人情報保護法、関連法案の審議が
始まるということで、私自身も感慨無量であるわ
けであります。野党の皆さん御出席にならな
いということは本当に残念でなりません。

委員長、私は、きょうは、まずは野党の皆さんに、ほとんど政府案と同じ骨格で対案をおまとめいただいた、私にはそう見えるわけでありますが、本当にその努力を高く評価し、敬意を表したいと思っておったんですが、敬意を表することができませんでした。

どうぞ委員長、委員長の委員会運営に理解があるとは思いませんけれども、ぜひ御努力をいただいて、与野党、政府案そして衆法、野党案も含めて、並べて議論をするということが国民の皆さんに一番わかりやすい形だろう。論点も絞られてきたという話も先ほどありました。ぜひそうしたいという、私のきょうの質問の構成はそうなつているわけでありまして、委員長、質問ができないないんですか。答弁拒否をされたような、本当に残念な、悲しい思いをしております。

本三の回目の皆さんに、最後の詰めておきたいと
から、ここはきちっと理解をしていただきなきや
ならぬ。野党も法案をお出しになつてゐるわけで
ありますから、野党だけ質問すればいいということ
ではないわけでありまして、そのことをぜひ委
員長に御努力をお願いし、野党的皆さんにも、私
個人としても、ぜひ参加して審議をしてもらいた
いという願いを込めて議論を進めたいと思いま
す。

したがいまして、本當は政府からの答弁と野党提案者の答弁と並べて私の頭を整理したいと思つていたわけであります。それがかないません。野党の皆さんへの質問はぜひいま一度機会を持ちたいと思いますが、時間があるかどうか心配であります。

りました、が、本当に、思い返せば、十一年のあの住基法改正、きょう片山大臣いらっしゃいますが、住基ネットから始まりまして、個人情報保護の万全の措置をとろうということを国会の決議で決めて、そして個人情報保護法、基本法をつくり、こういう流れになり、片山大臣のところでは、IT推進ということで、先ほどお話をありました、が、電子署名法とかIT基本法とかさまざまに我が党も一生懸命汗をかきながら来て、そして行政手続オンライン化法まで来たという、本当に隔世の感があります。

いて大体わかりましたが、実は大臣、私は、十一
年以降ずっとこの法律作成にかかわってきて、自
己情報コントロール権というのは何とか法律の中
で具体化できないかなというふうにずっと悩んで
きた一人であります。

できれば、自己情報コントロール権というものを、まさにこの法律でもつて、法的な野心といいましょうか、確かに、大臣もおっしゃったように、まだその定義も概念も範囲も定かでないといふのは確かであります。けれども、考えてみれば、先ほど御説明があつたように、欧米等の自己情報コントロール権の議論というものはもう何十年とやってきてるわけでありますから、そろそろ私は、我が國の中で、まさにこの自己情報コントロール権という概念がこの法律で固まつていくという、その一助にしたいな、その一步にならないかな、こう思つてきましたわけであります。しかし、実定法として具体的に明文化するということになると、先ほど大臣がおっしゃつたようなことが確かに問題としてあるんだろうというふうに思いま

あえて大臣にお尋ねしたいのですが、私は、この法律の中で自己情報コントロール権が具体化されているというふうに国民の皆さんにぜひ申し上げたいというふうに思っておりますが、大臣の率直な御見解を伺いたいと思います。

○村井委員長 榎屋君の冒頭の御発言、まことに

ごもつともでございますので、私も、政府案それから衆法として提出されました対案、ともに審議されるようすに、委員長として精いっぱい努力をさせていただきたいと存じます。

○ 細田国務大臣 榎屋議員の御見解に心から敬意を表するものであります。

いろいろなケースが生ずる、悪いものが生ずる可能性もある。そこで、さらにこの法律に基づいて対応を検討しなきやいけないわけでございますが、臣に任せるとかいうことは望ましくないからすべて第三者機関を立ち上げてやるということになると、全国的に支部を設けたり、それから苦情が来たときの処理のために四六時中それにかかる専門的な要員を設けるなど、行政職員というものが一体どのぐらい必要であるのかもよくわからないような状態に最初からなる。そういうことを考えますと、私は、この法律に基づく体系が、日本の行政の対応、あるいはこれまでいろいろな問題が生じてきたことに對する対応としては、最も適切なのではないかなと思います。

平成十五年四月十七日印刷

平成十五年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

0